

あなた自身や家族の将来を支える

介護保険制度

【問い合わせ】 介護高齢福祉課 ☎ 26・3939 FAX 26・3950

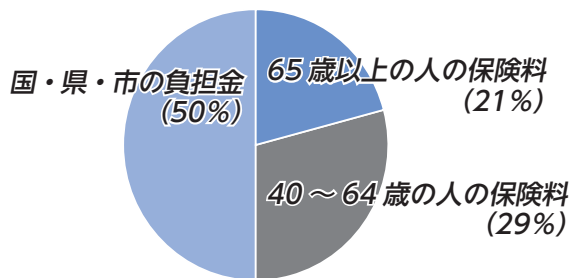
介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていこうというものです。一定の介護が必要な状態になったとき、市町村の認定を受けることで、指定された事業者から介護サービスが受けられるしくみです。

■介護保険制度は、次のような財源で運営しています

介護保険制度の運営は、40歳以上の人に納めていただいた保険料と国・県・市の負担金などの公費でまかなわれています。

原則、かかった費用の1割を利用者が負担し、残りの9割は、介護保険から支払われます。

介護保険制度の財源



■介護保険料に関するよくある質問

?? サービスを利用しなくても

保険料を納めるのですか

介護保険は支え合いの制度です。サービスを利用しているかどうかにかかわらず、原則40歳以上の人は全員保険料を納めなければなりません。

?? 保険料はどのように納めるのですか

原則として年金から納めることになっています。(「保険料の納め方」参照) なお、40～64歳の人の保険料は、加入している医療保険料と一緒に納めていただいています。

?? 保険料を納めないでいるとどうなるのですか

滞納した期間に応じて、介護サービスの利用者負担が1割から3割に引き上げられるほか、高額介護サービス費などの支給が受けられなくなります。

■保険料の納め方

65歳以上の人の介護保険料の納付は、年金からの天引き(特別徴収)が基本ですが、一部、納付書または口座振替での納付(普通徴収)の場合があります。

①特別徴収の場合：老齢・退職年金、障害年金、遺族年金の受給額が年額18万円(月額1万5千円)以上の人は、年金から保険料を天引きします。改めて納付の手続きをする必要はありません。

②普通徴収の場合：特別徴収の対象にならない人は、市から送付する納付書か口座振替で納めていただきます。

《特別徴収の対象にならない人》

- 老齢・退職年金、遺族年金、障害年金が年額18万円(月額1万5千円)未満の人
- 65歳になった直後の人
- 他市町村から転入した直後の人
- 年度当初(4月1日現在)で年金を受給していなかった人

■介護保険料納入通知書を発送します

65歳以上の人の介護保険料は、7月に前年中の所得に基づいた今年度の住民税の課税状況による算定を行い、7月中旬に納入通知書を発送します。

介護保険料額の算定は、本人や同じ世帯の人に市民税が課税されているかと、本人の前年の所得額や年金収入額がいくらかによって、年額で67,848円を基準として、33,924円から135,696円までの11段階に分かれます。



■特定不妊治療費助成事業

		①三重県特定不妊治療費助成事業	②伊賀市特定不妊治療費助成事業 (①とあわせて申請)
助成要件		○特定不妊治療以外の方法では、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦 ○指定医療機関で治療を受けたもの ○夫婦の双方またはどちらかが伊賀市に住民登録されていること	
所得制限		夫婦の前年の所得の合計額 (1～5月の申請は前々年の所得) 730万円未満	夫婦の前年の所得の合計額 (1～5月の申請は前々年の所得) 400万円未満
助成上限額		1回あたり 上限15万円または7万5千円 (治療内容による)	1回あたり上限10万円
助成期間・回数	平成26年度 平成27年度 (移行期間)	《新規申請者》 ○39歳以下 通算6回まで、年間回数制限なし ○40歳以上 初年度3回まで、2年目2回まで 《平成25年度までに 助成を受けている人》 初年度3回まで、2年目以降年2回 まで、通算5年10回まで (年齢制限なし)	《新規申請者》 ○39歳以下 通算6回まで、年間回数制限なし ○40歳以上 初年度3回まで、2年目2回まで 《平成25年度までに 助成を受けている人》 年1回、通算5年まで (年齢制限なし)
	平成28年度 以降	○39歳以下 通算6回まで、年間回数制限なし ○40～42歳 通算3回まで、年間回数制限なし ○43歳以上の治療 助成対象外	○39歳以下 通算6回まで、年間回数制限なし ○40～42歳 通算3回まで、年間回数制限なし ○43歳以上の治療 助成対象外

※助成回数は、平成27年度までに助成を受けた回数や三重県以外で助成を受けた回数も通算されます。

※通算回数は、はじめて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢で判断します。

■7月から伊賀市特定不妊治療費助成事業の対象を拡大します

○第2子以降の特定不妊治療費に対する助成回数追加事業

《対象》

妻の年齢が43歳未満(平成26～27年度は40歳未満)で1人以上の実子がいる夫婦のうち、平成26年度以降に新規に特定不妊治療費の助成を受け、助成上限回数を超過した夫婦

《助成額》 特定不妊治療費の助成を受けた

回数と合算して通算8回までの治療費の一部(1回あたり上限15万円)

○男性不妊治療費助成事業

《対象》

男性を対象とする保険適用外の手術など(特定不妊治療の一環として行われるもの)

《助成額》

特定不妊治療費助成事業に上乗せして、治療費の一部(1回あたり上限5万円)

《7月から不育症治療費助成事業がはじまります》

2回以上の流産、死産などを繰り返し、子どもをもつことができない状態を一般的に「不育症」といいます。

市では、不育症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、不育症治療・検査に要した費用の一部を助成します。

《対象治療》 平成26年7月1日以降に医療機関で受けた保険適用外の不育症治療・検査

《対象者》

次の要件をすべて満たしている人

○医師に不育症と診断された法律上の夫婦
○夫婦の双方またはどちらかが伊賀市に住民登録されていること

○夫婦の前年(1～5月の申請は前々年)の所得の合計額が400万円未満

《助成内容》 1年度1回限り、上限10万円

特定不妊治療費助成事業

【問い合わせ】

健康推進課

☎ 22・9653

FAX 22・9666

指定した医療機関で特定不妊治療(体外受精または顕微授精で採卵に至ったもの)を受けた夫婦を対象に治療費の一部を助成していただきます。